

令和5年5月16日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の2件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_03.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 今井、挽地

TEL : 03-3507-9220 (直通)

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	えん下困難者用食品	アイソカル ゼリー ハイカロ リー プリン味	ネスレ日本株式会社	4140001033865	本品は、誤嚥防止を目的としたえん下困難者に適した食品です。	第2023001号
2	えん下困難者用食品	アイソカル ゼリー ハイカロ リー 黒ごま味	ネスレ日本株式会社	4140001033865	本品は、誤嚥防止を目的としたえん下困難者に適した食品です。	第2023002号